

子どもからお年寄りまで健康でいきいきと暮らせるまち

基本目標 **1**

やすらぎの施策

保健・医療・福祉

1-1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

安心して子どもを産み育てられるまちをつくるために、子育ての不安・負担感を軽減するための支援、仕事と子育ての両立のための環境整備、子どもが心身ともに健やかに成長できるように不可欠な医療体制の整備や居場所づくりに努めます。

施策1-1-1 子育て家庭へのきめ細かな支援

施策1-1-2 仕事と子育ての両立支援

施策1-1-3 子どもの健やかな成長の支援

1-2 共に支えあうまちをつくる

共に支えあうまちをつくるために、ボランティア活動への支援や各種団体との連携を図り、地域で支えあう体制を充実し、*自助・共助・公助のバランスのとれた福祉施策を推進します。

施策1-2-1 地域福祉の充実

施策1-2-2 生活援護と自立の支援

1-3 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる

高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくるために、いつまでも心身ともに健康を保ち、また、社会参加への意欲に応える施策を実施していきます。さらに、*要介護状態になったり、日常生活に問題が生じたりした場合でも、住み慣れた地域や家庭で安心して自立した日常生活を送ることができる施策を充実していきます。

施策1-3-1 介護予防の推進

施策1-3-2 介護サービスの充実

施策1-3-3 生きがいくりの推進

施策1-3-4 高齢者の生活支援

1-4 障害者が自立して暮らせるまちをつくる

障害者が自立して暮らせるまちをつくるために、障害者への生活支援を引き続き行うとともに、適切な*就労移行支援や社会参加を促進するための事業など、障害のある人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、福祉施策を総合的に進めていきます。

施策1-4-1 障害者の自立支援

施策1-4-2 障害者の生活支援

施策1-4-3 障害者の社会参加の促進

1-5 健康に暮らせるまちをつくる

健康に暮らせるまちをつくるために、総合的な保健・医療体制及び健康保険事業の充実を図るとともに、市民一人ひとりが健康づくりを行えるよう、医療機関と連携しつつ、各種事業を行います。

また、地域医療提供体制の整備を進めるとともに、市立病院の再建・充実に取り組みます。

特に、子育て支援の充実を図るために小児救急医療体制の整備に努めます。

施策1-5-1 健康づくりの推進

施策1-5-2 保健予防の充実

施策1-5-3 適正な健康保険事業の推進

施策1-5-4 地域医療提供体制の整備

施策1-5-5 市立病院の再建・充実

施策 1-1-1

子育て家庭へのきめ細かな支援

目的	対象	子ども、保護者
	意図	・安心して出産・子育てができる ・地域で子育てを支えあう

保護者が、安心して出産・子育てができるようにするため、*次世代育成支援行動計画を推進するとともに、子育て家庭への情報提供・相談体制の充実や経済的負担の軽減を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *子育て支援センターの利用者数	14,758人 (平成18年度)	30,000人 (平成24年度)
② 子育て相談のできる施設数	26か所 (平成18年度)	31か所 (平成24年度)
③ 子育て支援センターにおける子育てサークルの育成件数	1件 (平成18年度末)	5件 (平成24年度末)

現状と課題

- ◆ 少子化や核家族化、女性の社会進出などにより、子どもと家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような変化に対応し、だれもが安心して子どもを産み育てられる環境づくりや社会（地域）全体で子どもを育てる取組を進める必要があります。
- ◆ 本市では、「次世代育成支援行動計画」に基づき、子育て支援施策の総合的な推進を図っています。
- ◆ 核家族化が進むなか、両親の子育てにかかる負担は大きく、乳幼児を養育する家庭の孤立化を防ぐためにも、地域における子育て支援の充実とあわせて、情報提供・相談体制の充実などのきめ細かな支援が望まれます。
- ◆ 子どもの数が少なくなっている一方、一人の子どもの養育にかかる費用は大きくなっています。子育て家庭に対する経済的支援を充実し、子育て家庭の負担軽減を図ることが必要です。

■ 次世代育成支援行動計画の推進

- 「次世代育成支援行動計画」に基づき、家庭・地域・事業者と連携し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

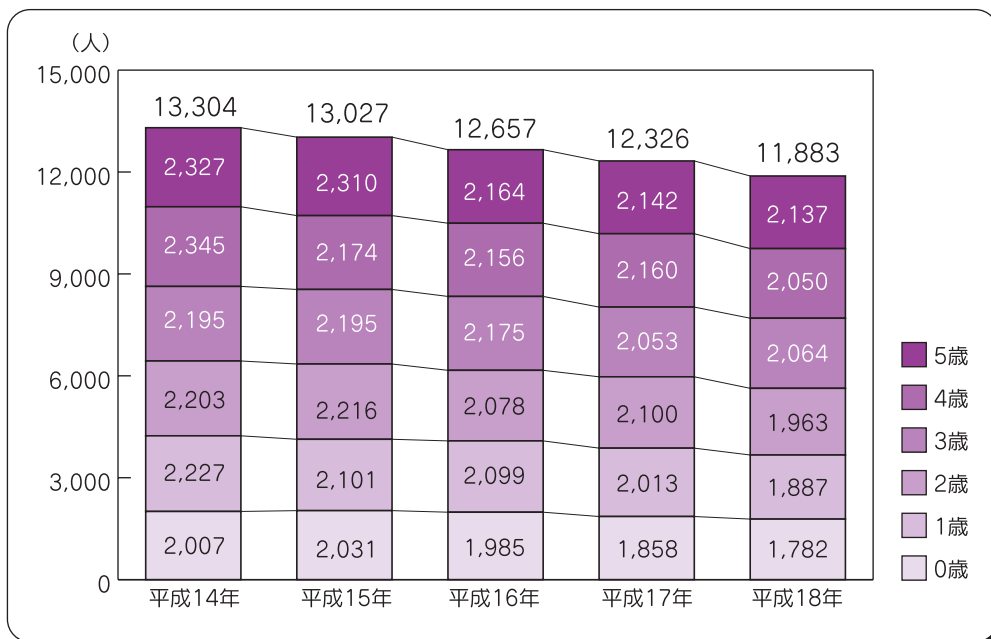
■ 子育て家庭への情報提供・相談体制の充実

- 子育てや家庭での児童の問題に関する不安や悩みの解消を支援するため、地域子育て支援センターを核とした乳幼児の保育（発育や育児方法など）に関する相談体制の充実や、家庭児童相談の充実・強化を図ります。また、関係機関が連携した情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 子育て家庭や子育てサークルを支援する地域子育て支援センターを整備・充実します。
- 子育て中の保護者同士のコミュニケーションを図り、子育て家庭の孤立化防止に努めます。
- 地域住民と子育て中の保護者との交流を図り、地域全体で子育てに協力する意識の普及啓発に努めます。

■ 子育て家庭への経済的負担の軽減

- 児童手当、その他各種手当や資金制度の活用促進を図り、子育て家庭を経済的に支援します。

就学前児童数（各年10月1日現在）



施策 1-1-2 仕事と子育ての両立支援

目的	対象	子ども、保護者
	意図	子育てをしながら、安心して仕事を続けられる

保護者が、子育てをしながら、安心して仕事を続けられるようにするため、保育施設の整備による*待機児童の解消や、保育サービス及び*放課後児童クラブにおける児童の受け入れ体制の充実に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 放課後児童クラブの入室児童数 (1～3年生)	1,093人 (平成19年4月1日)	1,300人 (平成25年4月1日)
② *ファミリーサポートの活動件数	2,562件 (平成18年度)	3,000件 (平成24年度)
③ 保育所待機児童数	55人 (平成19年4月1日現在)	0人 (平成25年4月1日現在)

現状と課題

- ◆ 本市には、平成19年度末現在、計24か所の保育所(園)が設置されており、定員2,030人となっています。入所児童が増加するなかで、受け入れ体制が追いついていない状況にあり、保育所待機児童の解消を早急に図ることが必要です。また、就労形態の多様化に応じた延長保育や休日保育などの時間外保育、低年齢児保育や一時保育など、多様な保育サービスを行っていく必要があります。
- ◆ 今後、さらなる女性の社会進出に伴い、保育ニーズは高まると考えられますが、保育所(園)については、量的な整備だけでなく、質的な整備・拡充が望まれています。あわせて、老朽化した施設の改修、施設の適正配置も図る必要があります。

■ 保育施設の整備・充実

- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容・保育施設の整備・充実を図ります。
- 児童の安全を考慮し、老朽化した保育施設の計画的な改修・改築を推進します。
- 駅周辺に、保育施設や一時保育機能を有する施設を設置します。

■ 保育サービスの充実

- 延長保育・休日保育などの時間外保育や緊急一時保育、集団保育が困難な病気回復期の児童の一時保育、障害児保育などの特別保育を推進します。また、ファミリーサポートを充実します。

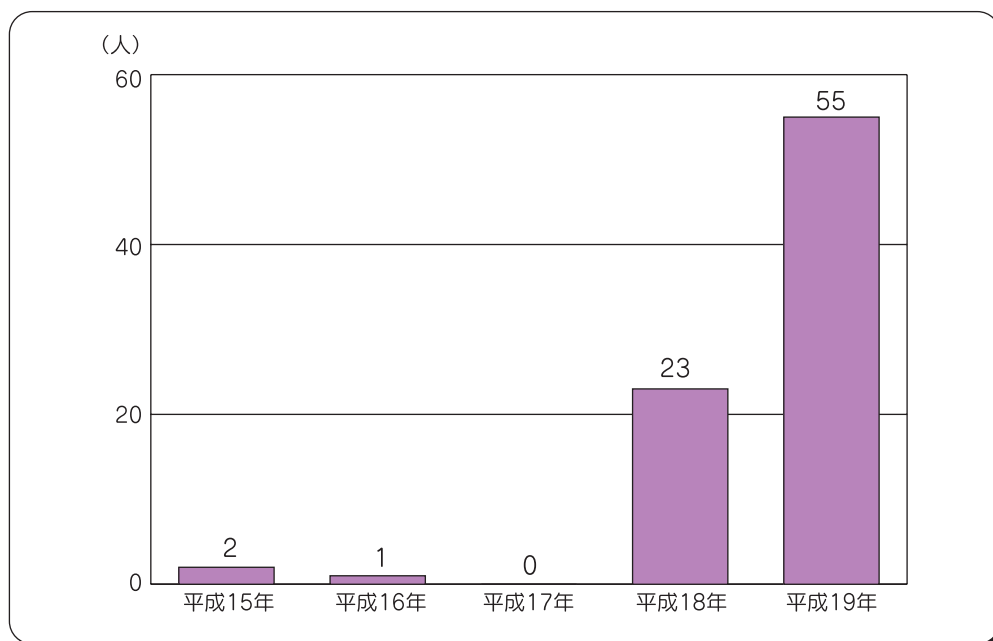
■ 保育所待機児童の解消

- 保育所の整備などにより定員を拡大し、保育所待機児童の解消を図ります。

■ 放課後児童クラブの充実

- 親の就労などで昼間保護者のいない小学校低学年児童などを対象に、放課後児童健全育成事業を引き続き推進します。

保育所（園）待機児童数（各年4月1日現在）



施策 1-1-3

子どもの健やかな成長の支援

目的	対象	子ども、保護者
	意図	子どもが心身ともに健やかに成長する

子どもが、心身ともに健やかに成長できるようにするため、安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、小児医療体制の充実、ひとり親家庭への支援、子どもの人権擁護の推進を図ります。

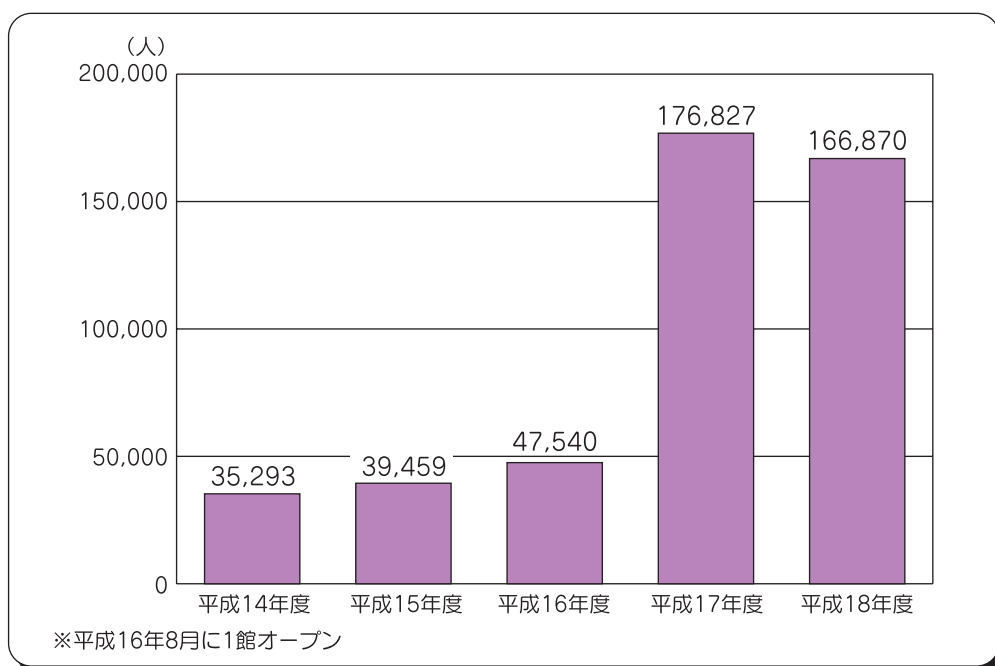
施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 児童館の利用者数	166,870人 (平成18年度)	200,000人 (平成24年度)
② 乳幼児健康診査の受診率	92.6% (平成18年度)	93.0% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 子どもが安心して過ごせるよう、子どもの居場所・遊び場づくりが求められています。
- ◆ 子どもの健康を支えるために、小児医療を充実するとともに、医療費負担の軽減などによる支援が求められています。
- ◆ 少子化が進む一方で、いじめの深刻化や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境はより大きく変化しており、次代を担う子どもが健やかに育つための環境づくりがますます重要になっています。

児童館の利用者数



■ 子どもの居場所づくりの推進

- 子どもの健康を増進し、豊かな心を育てるため、質を重視した*児童センターを整備します。
- 各種関係団体及びボランティアとの連携を図りながら、児童館活動の充実に努めるとともに、自主サークルなどの地域組織活動の育成・支援を図ります。
- 既存の施設を活用し、身近な地域における子どもの居場所・遊び場づくりを推進します。

■ 子どもの健康づくりに向けた支援の充実

- 各種健診、予防接種など母子保健事業の充実に引き続き努めます。

■ 小児医療体制の充実

- 小児医療の充実を図るとともに、入・通院の助成対象年齢の拡大、手続きの簡素化など、子どもに対する医療費の助成制度の充実に努めます。

■ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭等医療費や児童扶養手当、遺児手当などの支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。
- ひとり親家庭の就業支援に努めます。

■ 子どもの人権擁護の推進

- 子育てや家庭での児童の問題に関する悩みの解消を支援するため、家庭児童相談の充実・強化を図ります。
- 近年深刻な問題となりつつある児童虐待の未然防止・早期発見などを行うため、関係機関との連携を強化して、*児童の権利に関する条約や*児童憲章を尊重する啓発を行います。また、*要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関及び*人権擁護委員、*民生委員・*児童委員などが連携しながら相談体制や情報提供体制及び保護体制の充実に努めます。



エンゼル・ドーム

施策 1-2-1 地域福祉の充実

目的	対象	市民、地域
	意図	地域で見守り、支えあうことができる

だれもが、地域で共に支えあいながら、安心して生活できるようにするため、地域の見守り体制づくりや、ボランティアなどの支援体制づくりを進めるとともに、*地域ケアシステムの充実を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① ボランティア登録団体数	33団体 (平成18年度末)	50団体 (平成24年度末)
② *民生委員・*児童委員の地域における相談・支援件数	14,309件 (平成18年度)	15,739件 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ だれもが健やかに安心して暮らすために、お互いに助けあう*地域福祉のまちづくりが求められています。そのため、保健・医療・福祉の連携を図りながら、地域全体における適切なサービスの提供が重要となっています。
- ◆ 今後、地域福祉をより充実させていくためには、ボランティアの確保やボランティア活動などの社会福祉活動への支援が不可欠であり、地域活動拠点の整備と、複雑化・専門化するニーズに応えられる人材の育成が急務となっています。
- ◆ バランスのとれた福祉施策推進のため、国や自治体、各関係機関との連携を強化するほか、*社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などのネットワークを強化する必要があります。

施策の内容

■ *地域福祉計画の策定・推進

- 「地域福祉計画」を策定し、個人の尊厳を尊重するとともに、*自助・共助・公助のバランスのとれた福祉施策を推進します。また、福祉サービスを気軽に利用できる環境を醸成します。
- だれもが安全で快適な生活を送ることができる社会環境をつくるため、公共施設・道路などの*バリアフリー化を推進します。また、*ユニバーサルデザインの導入により、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

■ 地域福祉推進体制の充実

- 福祉施策を総合的に推進するため、行政内部の保健・医療・福祉の連携を一層強化し、地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の安定的経営基盤の確立と事業の活性化を図ります。
- 国・県や関連団体などと、定期的に福祉懇談会などを開催することにより、連携を強化します。
- 地域の問題や子育て、高齢者、障害者に対する適切な相談を行うため、民生委員・児童委員（協議会）活動や関連団体を支援します。また、民間福祉活動を推進するため、その団体などとの連携を強化します。
- 地域福祉に対する関心と理解を深めてもらい、地域全体で福祉を支えるため、市民の福祉活動への参加を促します。

■ 地域住民による福祉活動の支援

- 自治会を中心にした地域ケアネットワークである「*ふれあいネットワーク活動」を促進します。また、巡回訪問や閉じこもり防止などの地域活動を支援します。
- 地域ケアシステムの充実を図るため、*地域包括支援センター・*ケアマネジャーへの支援を行います。

■ ボランティアの育成・支援と連携強化

- 高齢社会や核家族化の進展などにより高まると予測されるボランティアへのニーズに対応するため、情報誌の発行や各種イベントを開催し、ボランティア活動に関する情報提供や参加意欲の喚起を促します。
- ボランティア活動を行う個人や団体の育成・支援及び地域活動拠点の整備を行うことにより、ボランティア活動の活性化と相互連携強化を図ります。
- 社会福祉協議会のボランティアセンター及び*ボランティアパートナーを支援し、ボランティアの育成や相談及び*コーディネート機能を強化します。

■ 福祉施設の整備

- 地域に密着した通所・入所施設などの整備を促進し、高齢者福祉施設の整備とサービスの拡充を図ることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにします。また、障害者保健・福祉サービスの拠点施設などの整備を促進します。
- 基金積立金の積極的な活用を図りながら、各種の福祉施設を充実させることにより福祉増進を図ります。

施策 1-2-2 生活援護と自立の支援

目的	対象	生活困窮者、*生活保護受給対象者
	意図	・自立し、安定した生活を送ることができる ・健康で文化的な生活を送ることができる

だれもが、健康で文化的な最低限度の生活を送ることができるようにするため、自立に向けた支援体制の充実を図るとともに、生活保護制度の適切な運用に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 援護体制の充実による相談件数	833件 (平成18年度)	1,200件 (平成24年度)
② 自立支援体制の充実による自立件数	47世帯 (平成18年度)	52世帯 (平成24年度)

現状と課題

- ◆生活保護制度は、健康的で文化的な最低限度の生活を送る権利を保障するものです。雇用環境、高齢化や家族形態の変化、扶養意識の希薄化など、個人の意識や社会状況は大きく変化しており、生活保護世帯も増加傾向となっています。
- ◆少子高齢社会の進展、失業率や離婚率の上昇などにより、低所得者が増加しており、生活保護制度の充実が求められています。そのため、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、*生活福祉資金などの貸付制度を運用し、低所得者の生活の自立と生活意欲を向上させる支援や、*民生委員・*児童委員、関係機関との連携による援護体制及び相談・指導体制を充実する必要があります。

■ 生活保護制度の適切な運用

- 生活保護制度の充実について関係機関に要望し、生活保護受給者の生活水準の向上を図るとともに、生活保護制度の適切な運用に努めます。
- 民生委員・児童委員との連携を強化し、地域における低所得者世帯の実態の把握に努めます。

■ 自立に向けた支援体制の充実

- 適切な援助ができる専門的知識を持つ職員の養成により、相談・指導の充実を図り、自立を支援します。また、公共職業安定所と連携して就労を推進します。
- 関係機関や民生委員・児童委員などとの連携を強化し、低所得者の生活の安定化のための指導・相談体制の充実に努めます。

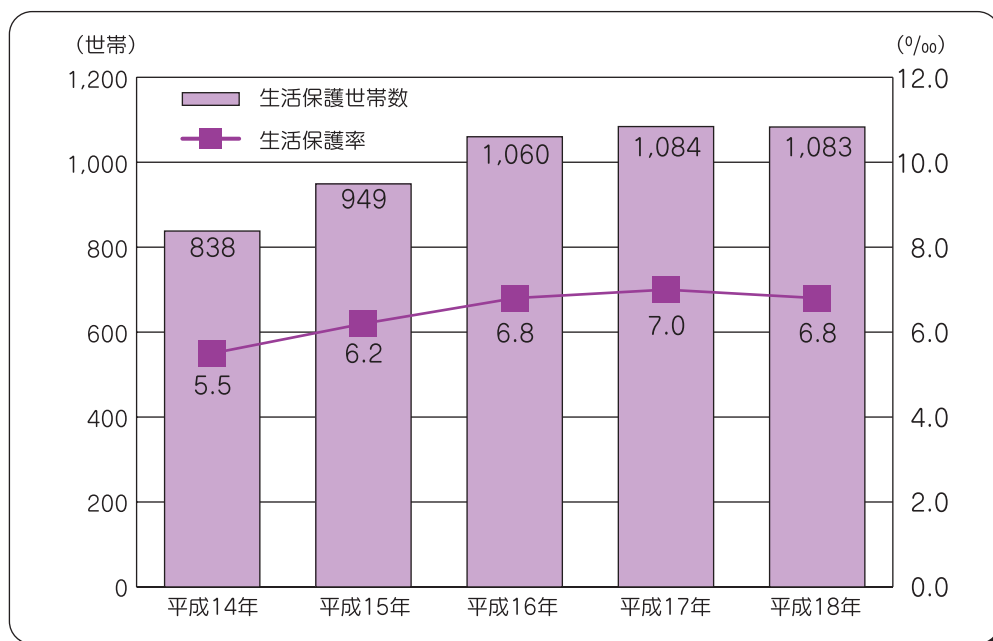
■ 生活安定と自立の促進

- 低所得者への緊急的な経済支援となる*高額療養費貸付制度、生活福祉資金貸付制度などの活用、公営住宅への優先入居などにより、生活の安定と自立を促進します。

■ 被災者への救済

- 市民が災害により被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し災害見舞金又は弔慰金を支給することにより、市民の福祉の増進を図ります。

生活保護世帯数および生活保護率 (各年10月1日現在)



施策 1-3-1 介護予防の推進

目的	対象	65歳以上の市民
	意図	地域において、自立した日常生活を営むことができる

高齢者が、地域において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、*地域包括支援センターの充実を図るとともに、一般高齢者及び*特定高齢者に対する*介護予防の充実に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 地域包括支援センター延べ相談件数	3,607件 (平成18年度)	4,600件 (平成24年度)
② 介護予防教室等延べ参加者数	1,094人 (平成18年度)	1,400人 (平成24年度)
③ 高齢者人口に占める*要介護認定者数の割合	11.9% (平成18年度)	15%以下 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 本市では、平成17年度に策定された第3期*介護保険事業計画（計画期間：平成18年度～20年度）に基づき、地域支援事業を創設し、介護予防を推進するとともに、包括的支援を実施しています。なお、介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき3年ごとに策定します。
- ◆ 地域包括支援センターは包括的支援事業に位置付けられ、介護予防*ケアマネジメント、総合相談・支援、*高齢者の権利擁護、地域との連携を推進しています。
- ◆ 介護予防は早いうちから普段の生活の中において実践していくことが重要です。個人や地域において健康づくりや介護予防を行っていくと同時に、特に高齢者においては介護予防事業を通じて、一人ひとりが介護予防の大切さを認識し、可能な限り*要介護状態にならないよう、生活の質を高めることが必要です。
- ◆ 高齢者人口に占める要介護認定者数の割合は、75歳以上の後期高齢者人口が増加することにより、上昇することが予想されます。可能な限り要介護状態にならないようにするために、介護予防を実施することにより急激な要介護認定率の上昇を抑制する必要があります。

■ 地域包括支援センターの充実

- 日常生活圏域ごとに設置した地域包括支援センターを核として、*要支援1・2に認定された方や特定高齢者に対する介護予防ケアマネジメントを行います。
- 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援の拠点として、包括的かつ継続的なサービス体制を推進します。

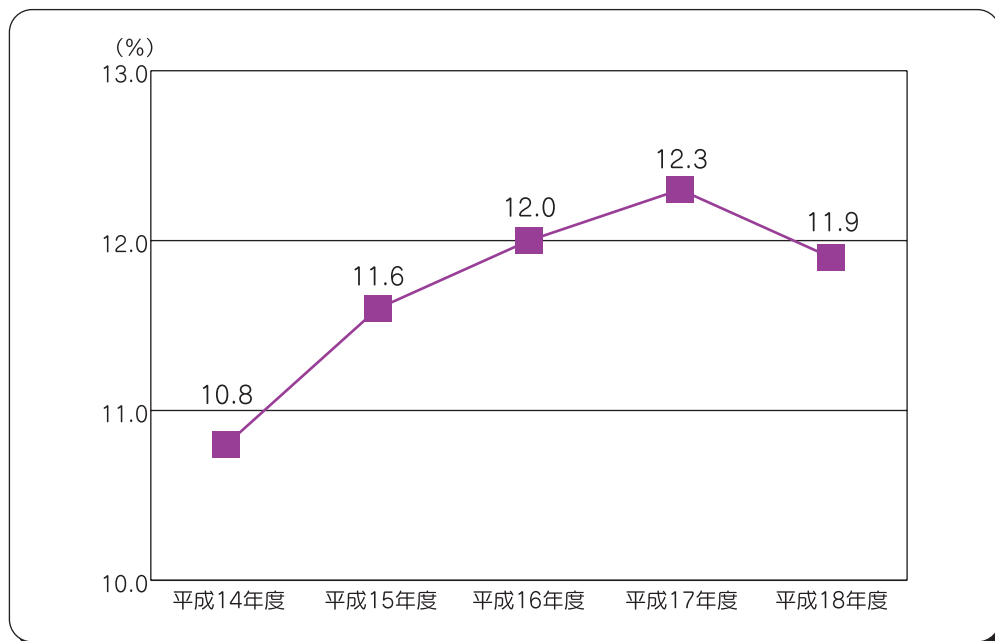
■ 一般高齢者に対する介護予防の充実

- 高齢者に対して、高齢者の自発的な参加意思に基づいて、各種介護予防事業を行います。
- 高齢者に対して、介護予防に関する知識を普及啓発するため、介護予防教室、体力測定などの事業を行います。
- 地域における高齢者の自発的な介護予防に資する活動を育成・支援するため、本市独自の介護予防体操「春日部そらまめ体操」の普及に努めます。
- 高齢者ができる限り要介護状態にならないように、地域における介護予防のための活動を活発化し、高齢者が自主的に参加し、学ぶことができる機会の充実に図ります。

■ 特定高齢者に対する介護予防の充実

- 特定高齢者に対し、介護予防ケアマネジメントに基づき、通所型・訪問型介護予防事業を実施します。

高齢者人口に占める要介護認定者数の割合



施策 1-3-2 介護サービスの充実

目的	対象	*要介護認定者
	意図	住み慣れた地域で介護サービスを受けることができる

高齢者が、住み慣れた地域で介護サービスを受けることができるようにするため、介護保険サービスの充実を図るとともに、*地域包括支援センターの運営や家族介護の支援に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 認定者数に対する居宅介護サービス受給者数の割合	60% (平成18年度)	60% (平成24年度)
② 認定者数に対する施設サービス受給者数の割合	17% (平成18年度)	15% (平成24年度)
③ 認定者数に対する*地域密着型サービス受給者数の割合	3% (平成18年度)	10% (平成24年度)

※ サービス受給者数の割合は、住み慣れた自宅や地域で暮らすことができるようにすることを目標としているため、施設サービス受給者数の割合が減り、地域密着型サービス受給者数の割合が増えるものです。

現状と課題

- ◆ 本市では、急速に高齢化が進むと同時に、高齢者のみで構成される世帯が急増しています。
- ◆ 一人ひとりの状態に応じた介護サービスを提供することにより、高齢者が長く暮らした地域で、いきいきと充実した生活を営める社会づくりが求められています。

■ 介護保険サービスの充実

- *介護保険事業計画に基づいた介護サービスの提供に努めます。
- 介護保険制度の「居宅生活重視」という観点から、*要介護状態になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、居宅介護サービスの充実に努めます。
- *認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を踏まえ、身近な地域でサービスが受けられる地域密着型サービスの整備を推進します。

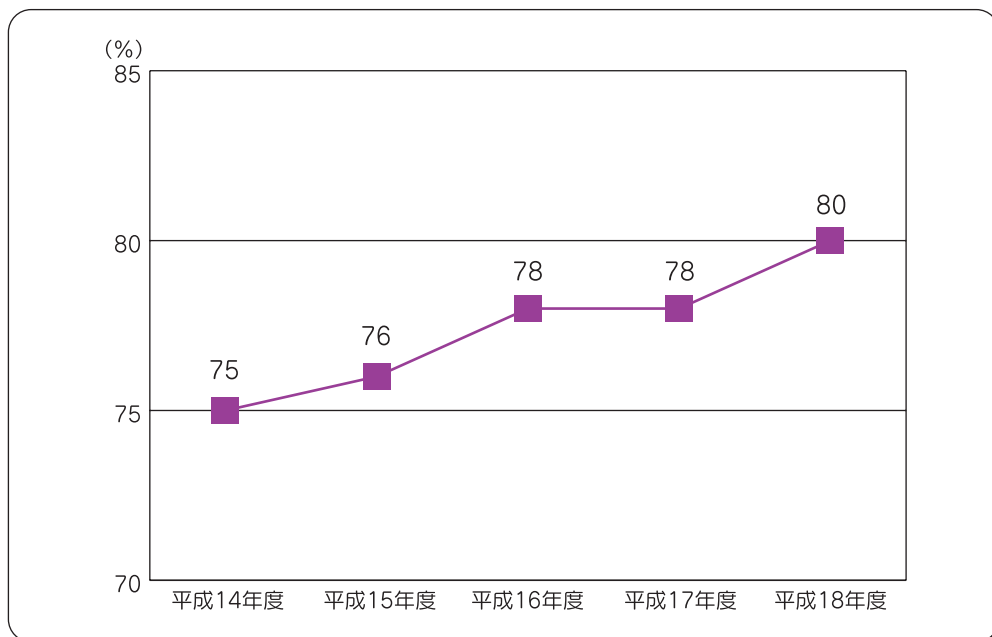
■ 地域包括支援センターの運営

- 高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活圏域ごとに設置した地域包括支援センターで、*介護予防マネジメントを行います。
- 地域の関係機関との連携を深め、ネットワーク体制を構築するとともに、地域の*ケアマネジャーへの支援を行います。

■ 家族介護の支援

- 介護サービスにあわせ、在宅の要介護高齢者を抱える家庭の負担を軽減する施策を実施します。

認定者数に対する介護保険サービスの受給者数の割合



施策 1-3-3 生きがいつくりの推進

目的	対象	おおむね65歳以上の市民
目的	意図	心身ともに健康で、生きがいを持って生活することができる

高齢者が、心身ともに健康で、生きがいを持って生活することができるようにするため、健康・生きがいつくりに必要な支援を実施するとともに、高齢者が活躍できる社会環境の整備に努めます。

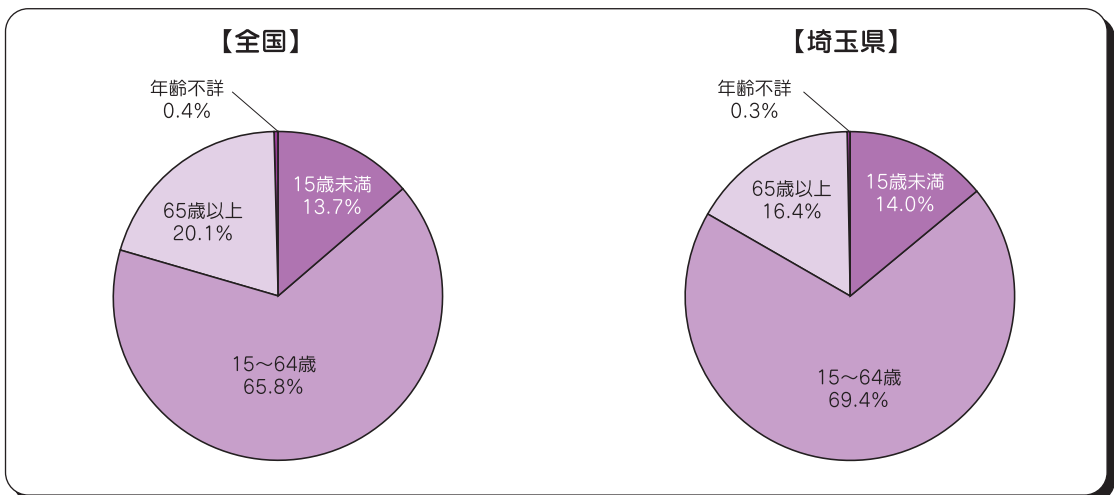
施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① いきいきライフ支援事業参加者数	14,592人 (平成18年度)	19,552人 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 本市における65歳以上人口は、平成17年では人口の16.3%となっており、全国平均の20.1%、埼玉県との16.4%を下回っています。しかし、本市は昭和40年代からの都市化の進展により人口が急増し、当時定住した市民が高齢期を迎えつつあるため、今後は急速な高齢者の増加が予想されます。
- ◆ 高齢社会の到来を踏まえ、高齢者がいつまでも健康で生きがいのある充実した生活を営むことができるよう、高齢者自らが健康づくりや生きがいつくりに取り組むことができる活動の場を充実させていくことが必要です。
- ◆ 豊かな経験と知識を持つ高齢者が職場から地域へと活動の場を移行し、社会活動への参加の機運が高まっているため、これら高齢者が住み慣れた地域において、いきいきと活躍できる社会環境づくりが求められています。

年齢階層別の人口割合（平成17年国勢調査）



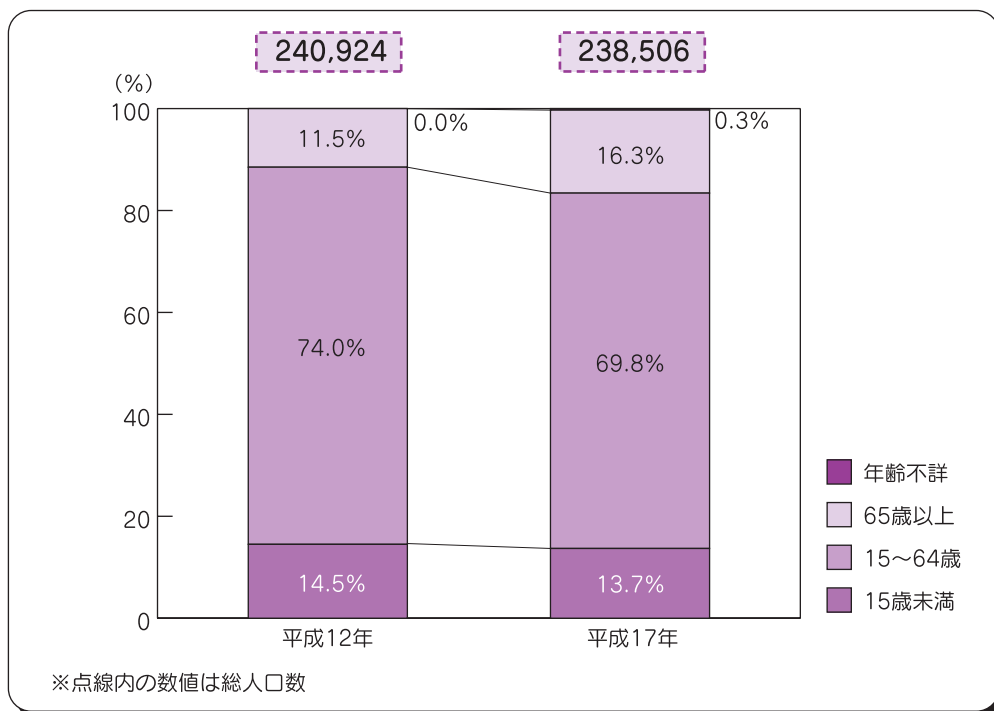
■ 高齢者の健康・生きがいつくりの支援

- 高齢者の健康づくり、生きがいつくり、地域活動のため、文化・スポーツ・世代間交流など様々な事業を実施します。
- 高齢者に憩いと交流の場を提供するとともに、健康・生きがいつくり活動の拠点となる高齢者福祉施設の整備・運営に努めます。

■ 高齢者が活躍できる社会環境の整備

- 高齢者のいきいきとした活動の核となる高齢者（老人）クラブの活動を支援します。
- 高齢社会における福祉の増進を図るため、高齢者を敬愛し、長寿を祝う事業を実施します。
- 高齢者の豊かな経験と知識を生かした就業の機会を提供するため、*シルバー人材センターの活動を支援します。

春日部市における年齢階層別の人口割合
(平成12年及び17年国勢調査)



施策 1-3-4 高齢者の生活支援

目的	対象	おおむね65歳以上の市民
	意図	住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができる

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるようにするため、在宅福祉サービスなどの充実を図るとともに、在宅が困難な高齢者の養護、*高齢者の権利擁護に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 高齢者の生活相談件数	463件 (平成18年度)	618件 (平成24年度)
② *緊急通報システム設置台数	796台 (平成18年度)	1,062台 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 核家族化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、また、今後の高齢化の進展により、このような高齢者世帯がさらに増加していくことが予測されます。
- ◆ 高齢者世帯において何らかの問題が生じたときでも、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送ることができるように、必要なサービスを提供することが重要となっています。
- ◆ 日常生活に支障がある在宅の高齢者に対する生活機能の維持向上、在宅が困難な高齢者に対する生活の支援、高齢者の権利擁護なども重要な課題となっています。

■ 在宅福祉サービス等の充実

- ひとり暮らしや高齢者のみの高齢者世帯をはじめ、日常生活に支障がある在宅の高齢者などに対しても、安心して自立した日常生活が送れるよう、状況に応じて各種の福祉サービスを実施します。

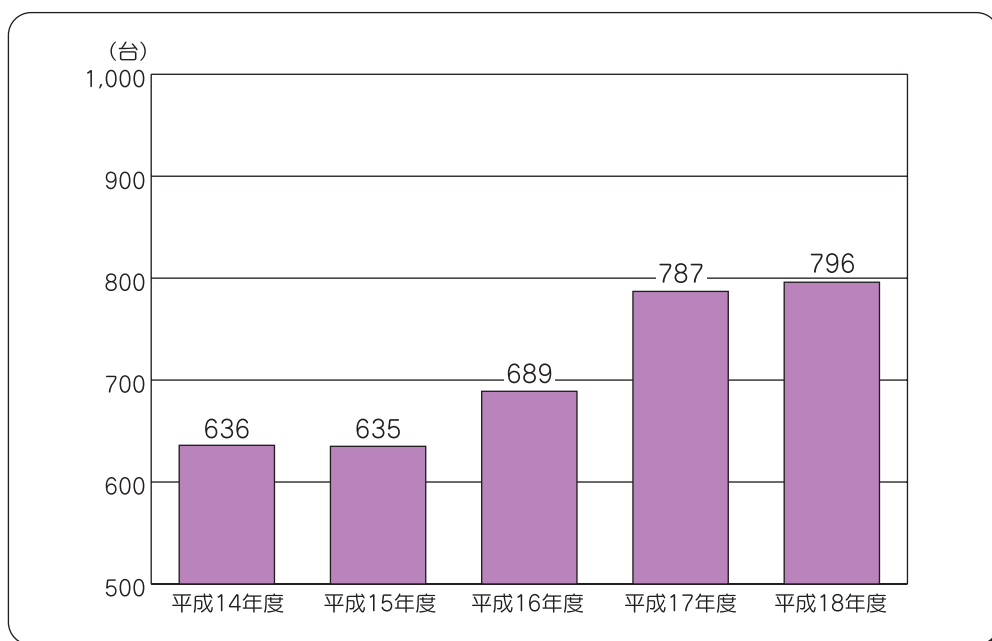
■ 在宅が困難な高齢者の養護

- やむを得ない理由により居宅で養護を受けることが困難な高齢者の生活を保障するため、保護措置を実施します。

■ 高齢者の権利擁護

- *地域包括支援センターや関係機関との連携を図り、高齢者の虐待の早期発見や防止を含む権利擁護を推進します。

緊急通報システム設置台数



施策 1-4-1 障害者の自立支援

目的	対象	障害のある市民
	意図	就労を通して自立した生活を送ることができる

障害のある人が、就労を通して自立した生活を送ることができるようにするため、障害者の状況に応じた就労支援に努めます。

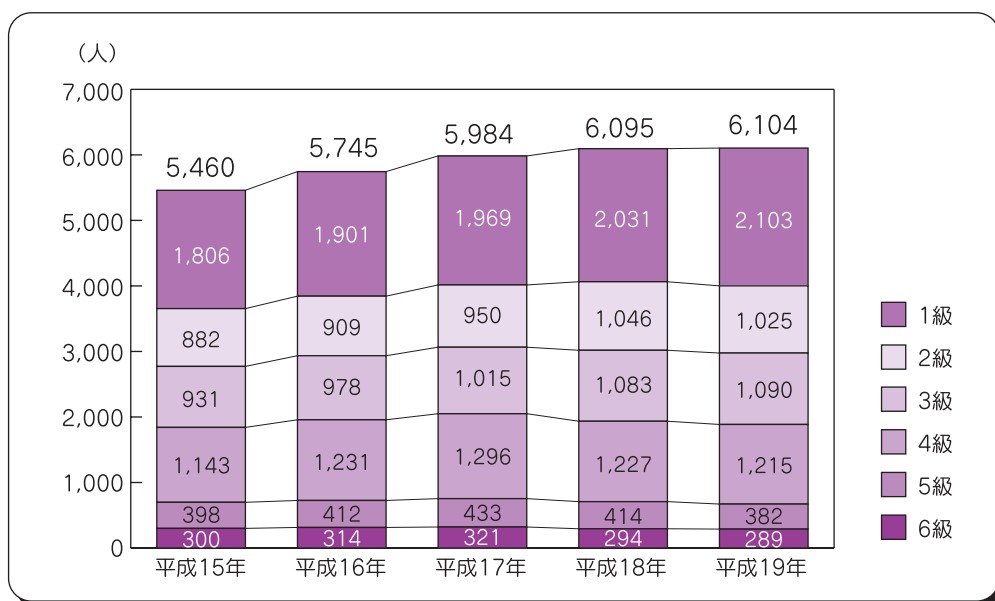
施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *障害者就労支援センターの支援による就労者数	4人 (平成18年度)	10人 (平成24年度)

現状と課題

- ◆本市において手帳（*身体障害者手帳・*療育手帳・*精神障害者保健福祉手帳）を持っている人は、平成19年4月1日現在で延べ7,930人であり、年々増加傾向にあります。
- ◆平成18年4月に*障害者自立支援法が施行され、「障害者への就労支援の強化」が図られていますが、*法定雇用率（1.8%）に達しない民間企業があるなど、就労を希望する障害のある人を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。
- ◆障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重しあい、共に生きることができる社会（ノーマライゼーション）の実現が求められています。そのため、障害のある人が、その能力と適性に合った職業に就くことにより社会参加し、自立した生活を送ることができる仕組みづくりが必要です。

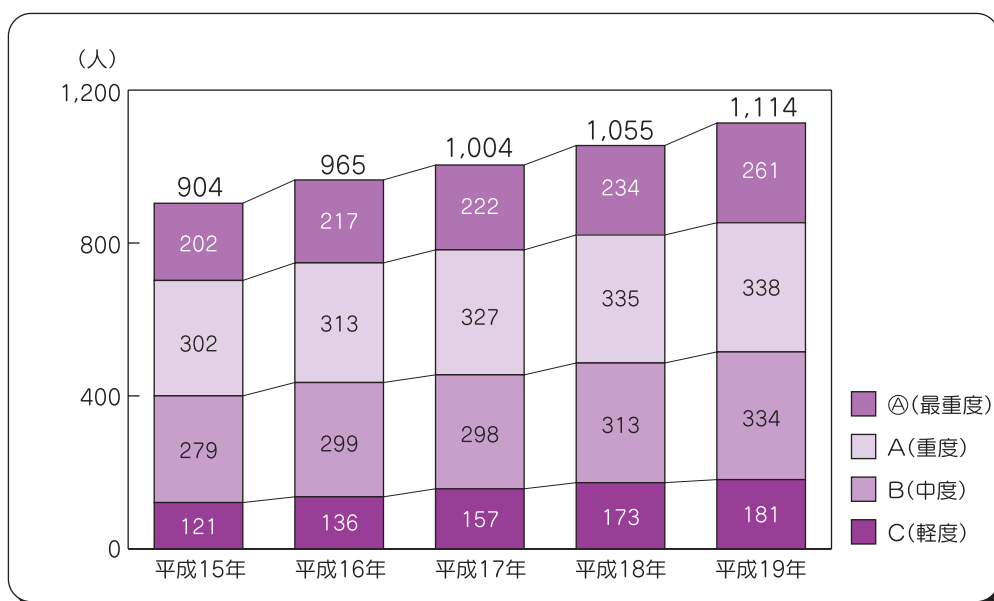
身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）



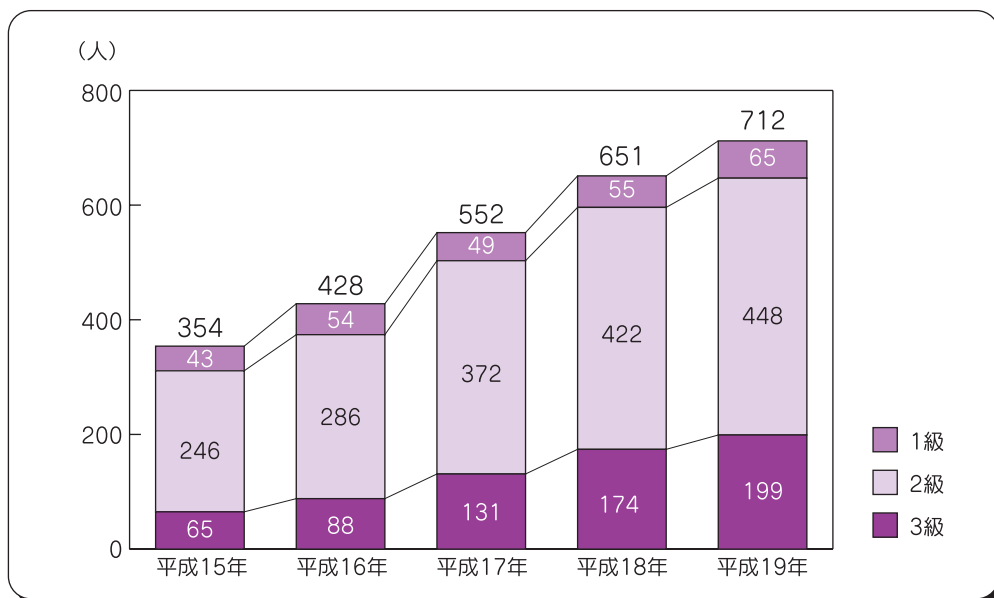
障害者の状況に応じた就労支援

- *就労移行支援や*就労継続支援制度（A型・B型）を活用しながら、障害者の状況に応じた適切な就労移行支援を推進します。
- 障害者就労支援センターの充実を図りつつ、ハローワークや*障害者職業センターなどと連携を密にしながら、障害のある人一人ひとりの状況に応じた多様な就労を支援します。

療育手帳所持者数（各年4月1日現在）



精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年4月1日現在）



施策 1-4-2 障害者の生活支援

目的	対象	障害のある市民
	意図	住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができる

障害のある人が、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるようにするため、*介護給付及び相談・支援体制の充実、医療費の助成や各種手当の活用促進に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 障害福祉在宅サービス利用者数	334人 (平成18年度)	400人 (平成24年度)
② 相談支援事業の年間利用者数	326人 (平成19年9月推計) (平成18年10月開始)	540人 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 住み慣れた地域で自立した生活を送ることが当たり前と考えられているなか、障害のある人やその家族は、さまざまな課題を抱えながら、地域で生活しています。
- ◆ 平成18年4月に施行された*障害者自立支援法のもと、日常生活を支援する在宅サービスの充実、相談や連携・調整のネットワークなどを進め、障害のある人やその家族が、地域で安心して自立した生活を送ることができる仕組みづくりが求められています。

■ 介護給付などの充実

- 地域生活を促進するため、在宅生活支援や日中活動支援の充実を図ります。
- 障害のある人が地域の中で生活できるよう、在宅サービスの充実に加えて、住まいの場の確保や*共同生活介護（ケアホーム）などの整備・充実を促進します。

■ 相談・支援体制の充実

- 障害のある人の地域生活を支援するため、関係機関・団体のネットワーク化を進め、相談体制や権利擁護のための必要な援助などの支援体制の充実を図ります。

■ 医療費の助成や各種手当の活用促進

- 重度心身障害者医療費の助成や各種手当の活用促進を図り、障害のある人を経済的に支援します。

障害福祉在宅サービス利用者数（平成18年度）

サービスの種類	利用人数
訪問サービス	142人
居宅介護	101人
重度訪問介護	12人
行動援護	29人
重度障害者等包括支援	0人
日中活動系サービス	39人
生活介護	4人
自立訓練（機能訓練）	0人
自立訓練（生活訓練）	0人
宿泊型自立訓練	0人
就労移行支援	1人
就労移行支援（養成施設）	0人
就労継続支援（A型）	0人
就労継続支援（B型）	5人
児童デイサービス	29人
短期入所	24人
療育介護	1人
居宅系サービス	43人
共同生活介護	29人
共同生活扶助	14人
旧法施設支援費（通所）	85人
旧身障通所更生施設	1人
旧身障通所療護施設	0人
旧身障通所授産施設	7人
旧知的通所更生施設	8人
旧知的通所授産施設	69人
合 計	334人

施策 1-4-3 障害者の社会参加の促進

目的	対象	障害のある市民
	意図	地域の中で活動することができる

障害のある人が、地域の中で活動することができるようにするため、日中の地域活動拠点の整備・充実、*地域生活支援事業の充実に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① *地域活動支援センターの利用登録者数	162人 (平成18年度)	230人 (平成24年度)
② 地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者数	109人 (平成18年度)	144人 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 障害者の社会的自立、社会参加を促進する地域活動支援センターの整備やコミュニケーション支援、移動支援の充実が求められています。
- ◆ 障害のある人が、地域の社会資源を活用し、地域全体で障害者の自立した生活への支援を進められるような環境づくりが必要です。

施策の内容

■ 日中の地域活動拠点の整備・充実

- 障害のある人の創作的活動・生活活動・交流の場としての地域活動拠点の整備・充実に取り組みます。

■ 地域生活支援事業の充実

- 円滑な外出を実施するため、移動支援事業、コミュニケーション支援事業など、地域生活支援事業の充実に図ります。

地域生活支援事業の利用者数（平成18年度）

事業名	利用者数 (カッコ内は利用登録者数)
相談支援事業	163人
コミュニケーション支援事業	37人+2団体
日常生活用具給付等事業	389人
移動支援事業	109人
地域活動支援センター	(162人)
訪問入浴サービス事業	4人 (6人)
更生訓練費給付事業	10人
施設入所者就職支度金給付事業	0人
知的障害者職親委託制度	2人
日中一時支援事業	1人
奉仕員養成研修事業	70人
手話講習会 入門	35人
手話講習会 基礎	23人
点字講習会	12人
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	7人
言語障害児指導事業	78人
リフト付自動車貸出事業	(68人)
福祉タクシー・自動車燃料費助成事業	4,500人
タクシー券	2,395人
燃料費	2,105人
寝具乾燥サービス事業	3人

施策 1-5-1 健康づくりの推進

目的	対象	市民
	意図	生涯を通して、健康に暮らす

生涯を通して、健康に暮らすことができるようにするため、健康づくり計画を推進するとともに、健康づくりの意識啓発、健康教育・相談の充実に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 健康づくり教室の参加者数	4,193人 (平成18年度)	4,500人 (平成24年度)
② 健康維持・増進のために、意識的に週に2回以上運動をしている市民の割合（市民意識調査）	25.9% (平成19年度)	28% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 急速な高齢化や*ライフスタイルの多様化による、*生活習慣病の増加を背景に、健康に対する関心が高まり、健康の予防的機能を担う保健環境の整備がますます重要視されています。
- ◆ 生活習慣病の低年齢化も問題となっており、若い頃からの健康づくりを基盤として、日常生活における健康管理を支援する「達者で長生き」できる社会づくり、まちづくりが求められています。
- ◆ 市民一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと生活ができるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識の普及を図る必要があります。
- ◆ 乳幼児期から高齢期までの各*ライフステージにおける健康づくりを推進し、市民一人ひとりが自発的に健康の維持・増進を図れるよう支援していくことが求められています。

施策の内容

■ 健康づくり計画の推進

- 「健康づくり計画」の施策に基づき、健康づくりを推進します。
- 多様化・複雑化する保健ニーズに対応するため、保健・医療・福祉などの各部門との連携を図りながら、総合的かつ効率的なサービスを目指します。

■ 健康づくりの意識啓発

- *食生活改善推進員などのボランティア活動の推進を図り、自主的な活動を支援します。
- 地域レベルからの健康の維持・増進、生活習慣病予防のための*食育の普及啓発に努め、健康づくり運動を推進します。

■ 健康教育や健康相談の充実

- 健康教室や各種相談のなかで、内臓脂肪型肥満に着目した*メタボリックシンドロームの概念を導入した生活習慣病対策として、運動習慣、食育や食生活改善などに関して適切な指導・啓発を行います。
- 一人ひとりの健康づくりの取組に対する相談体制を充実し、継続して取り組めるよう支援します。

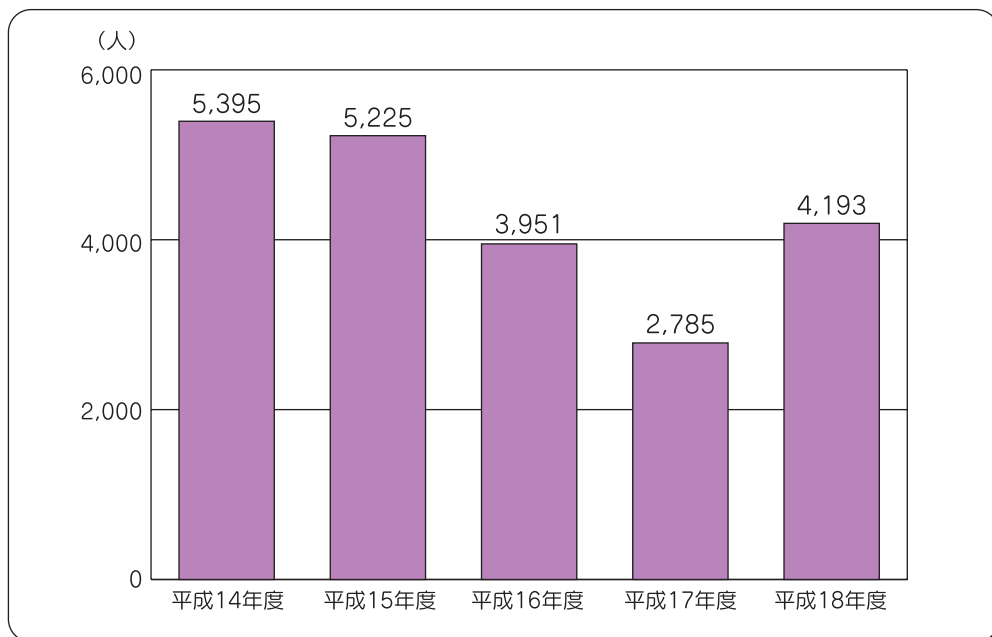
■ 歯科保健対策の推進

- 歯の健康を維持増進するために、幼児健康診査などを通じて、子どもたちから正しい歯の磨き方が行われるよう啓発に努めるとともに、むし歯予防や歯周病予防の取組を推進します。

■ 保健センターの整備・充実

- 健康管理体制の強化や健康増進のための事業拠点として、健康相談・健康づくり支援を行うため、保健センター機能の充実を図ります。

健康づくり教室の参加者数



施策 1-5-2 保健予防の充実

目的	対象	市民
	意図	病気を予防し、早期に発見する

病気を予防し、早期に発見できるようにするため、早期発見・早期治療体制の充実を図るとともに、保健対策事業の充実に努めます。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① がん検診要精密検査者に対する受診率	69.2% (平成18年度)	80% (平成24年度)
② 定期の予防接種受診率（乳幼児）	76.4% (平成18年度)	95% (平成24年度)
③ 高齢者インフルエンザ予防接種受診率	39.2% (平成18年度)	50% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 中高年者の*生活習慣病の増加だけでなく、*ライフスタイルの多様化により、子どもや若年者における体力の低下や生活習慣病の増加が見られます。また、食生活や運動習慣などを原因とする慢性疾患の増加・ストレスの増大など新たな健康問題も生じています。
- ◆ 市民が生涯を通じてすこやかな生活を送るためには、心身ともに健康であることが不可欠です。そのためには、各種健(検)診や予防接種の受診率の向上を図るとともに、疾病の予防・早期発見を積極的に推進していくことが必要です。

■ 早期発見・早期治療体制の充実

- 生活習慣病の増加や心の健康問題など、疾病形態の多様化が進んでいることから、自分の健康度を知り、病気を未然に防ぐための各種健(検)診の受診を呼びかけ、健康状態の変動のチェック及び*セルフコントロールの意識の醸成を図ります。
- 各種健(検)診の充実と受診率の向上を図ることで、疾病の早期発見・早期治療につなげるように努め、あわせて事後指導や健康相談の充実を図ります。

■ 保健対策事業の充実

- 母子保健、成人・老人保健、精神保健、感染症予防など、各種の保健対策事業の充実を図ります。
- 感染症に対する予防接種への理解と結核についての知識を広め、健(検)診や予防接種の受診率の向上に努めます。
- HIVやB・C型肝炎などの感染症疾患に対する正しい知識を広め、予防や対策についての情報提供の充実にも努めます。



10か月児健診

施策
1-5-3

適正な健康保険事業の推進

目的	対象	被保険者
	意図	安定した保険医療制度により医療を受けることができる

安定した保険医療制度により医療を受けることができるようにするため、国民健康保険の健全運営に努めるとともに、*後期高齢者医療制度の適正運営を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 国民健康保険税の収納率	88.09% (平成18年度)	91.00% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 急速な少子高齢化などに伴い、各医療保険者の財政運営が逼迫してきたことから、国民皆保険制度を堅持し、持続可能なものとするために早急な対応が求められてきました。
- ◆ 平成17年12月1日政府策定の医療制度改革大綱に基づき、国民の医療への安心と信頼の確保、医療費の適正化の推進、*超高齢社会を展望した保険医療制度体系への移行が図られ、保険医療制度の安定的な運営が期待されています。
- ◆ 国民健康保険財政の健全化と安定化が求められています。
- ◆ 従来の*老人保健制度に代わり創設された後期高齢者医療制度の適正な運営を図ることが必要です。

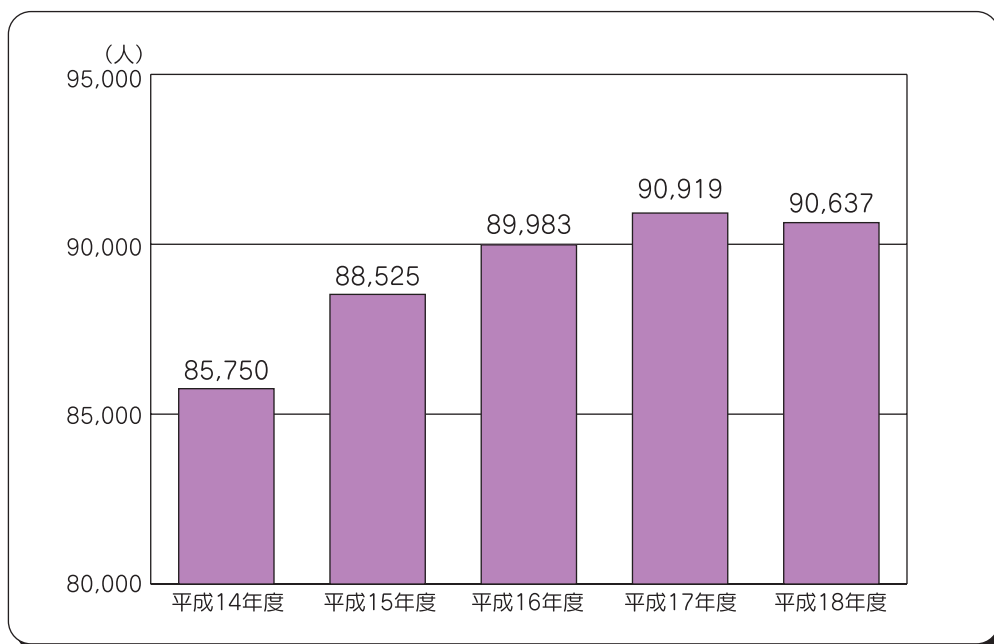
■ 国民健康保険の健全運営

- 加入者一人ひとりが健康に対する認識を深め、自ら健康を管理するよう健康づくりを支援します。
- 医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険の資格の適正化と国民健康保険税収入の確保に努めます。

■ 後期高齢者医療制度の適正運営

- 後期高齢者医療制度の安定化のため、保険料収入や医療費の適正化を図るとともに、後期高齢者の心身の特性に応じた医療を提供します。

国民健康保険の被保険者数



施策 1-5-4 地域医療提供体制の整備

目的	対象	市民
	意図	地域で安心して、適切な医療が受けられる

地域で安心して、適切な医療が受けられるようにするため、救急医療・休日夜間診療・小児救急医療体制の充実を推進するとともに、かかりつけ医の普及・定着を図ります。また、看護専門学校の実業・支援を通じて社会に貢献できる看護師の育成を一層推進します。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 救急患者受け入れ参加病院数	4病院 (平成19年度)	4病院 (平成24年度)
② 災害拠点病院数	0病院 (平成19年度)	0病院 (平成24年度) 1病院 (平成29年度)
③ 小児医療二次体制病院数	0病院 (平成19年度)	2病院 (平成24年度)
④ *周産期医療病院数	1病院 (平成19年度)	1病院 (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 少子高齢化、疾病構造の変化、市民の健康・疾病に対する意識の変容、受療者の増加など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、市民ニーズも多様化、高度化しています。そのため、きめ細やかなサービスや機能・設備の充実などにより、市民が安心して暮らせるような保健・医療体制を強化していくことが求められています。
- ◆ 本市では、突発不測の傷病者が、いつでも、どこでも、だれでも、症状に応じた適切な医療が受けられるよう、救急医療体制を展開しています。しかしながら、小児科医や産科医の不足による輪番制参加病院の減少、小児科開業医の高齢化といった、小児救急医療体制は特に危機的状況に陥っており早急に対策をとる必要があります。
- ◆ 看護専門学校については、社会に貢献できる看護師の育成を一層推進する必要があります。

■ 地域医療体制の充実

- 市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、市立病院を拠点とした医療機関相互の連絡体制を整備し、地域の実情に応じた医療体制を確立するとともに、災害発生時に迅速かつ確かな医療提供を行うことのできる災害医療体制を備えます。
- 市立病院を拠点とした総合的かつバランスのとれた医療体制を整備するとともに、*高度医療施設の整備・充実・促進を図ります。
- 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携に加えて、医療機関及び薬局・薬店との連携を強化することで、円滑な医療救護体制の充実に努めます。

■ 救急医療体制の充実

- 救急医療体制の整備・充実を図るとともに、救急医療や救急業務体制の充実のため、広域的な連携を促進します。また、救急医療体制を強化するため、必要な施設の整備を進めるとともに、高度医療の充実に努めます。

■ 休日夜間診療体制の充実

- 休日診療のための在宅当番医制、並びに夜間の救急診療のための*病院群輪番制（参加病院）の運営・支援の充実に努めます。

■ 小児救急医療体制の整備

- 子育て支援の充実に努めるため、小児救急医療体制を整備・充実するとともに、埼玉県東部圏域地域保健医療協議会を核として、市立病院が中心を担う小児救急医療体制の整備を促進します。また、周産期医療の充実に努めます。

■ かかりつけ医の普及・定着

- *プライマリ・ケア（初期的医療）から高度医療まで、今後ますます複雑・多様化していくと考えられることから、普段の健康維持の相談は「かかりつけ医」が行い、専門的な検査や入院が必要な治療は「病院」が行うという、症状に応じた役割分担が重要と考えられます。そこで、「かかりつけ医」の普及と定着を推進します。

■ 献血の推進

- 献血への理解・協力を市民に求めるため、埼玉県赤十字血液センターと連携して、なお一層の周知を図り、血液の供給確保の取組を推進します。

■ 看護専門学校環境整備

- 看護専門学校は、地域医療、高度医療に対応できる豊かな人間性を培うとともに、看護に必要な知識・技術・態度の習得を図り、社会に貢献できる看護師の育成を一層推進します。このため、市立病院などとの連携強化を図るなど、ハード、ソフト両面の環境整備を行います。

施策 1-5-5 市立病院の再建・充実

目的	対象	市民、病院利用者、医療機関
	意図	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療、*高度医療を担うことができ、信頼できる市立病院を有している ・重い病気や大きなけがを負ったときにも、かかりつけ医の紹介で安心して受診できる ・安心、安全で良質な医療サービスを患者への思いやりと優しさを伴って提供する

市立病院が、市民に安心感を与える*2次救急医療や高度医療を担い、安心、安全で良質な医療サービスを患者への思いやりと優しさを伴って提供できるようにするため、病院事業運営の改善や病院施設・設備の再整備を図ります。

施策の目的達成度を測る指標（成果指標）

成果指標	現状値	目標値
① 病院・診療所からの紹介率	36.6% (平成18年度)	60.0% (平成24年度)
② 救急（患者）の受入率	25.6% (平成18年度)	50.0% (平成24年度)
③ 医師の充足率	68.3% (平成18年度)	100.0% (平成24年度)
④ 看護師の充足率	93.9% (平成18年度)	100.0% (平成24年度)
⑤ 病床利用率	61.7% (平成18年度)	80.0% (平成24年度)
⑥ 入院患者の満足度	55.5% (平成18年度)	70.0% (平成24年度)

現状と課題

- ◆ 市立病院は、地域医療の中核を担うとともに、2次救急医療、高度医療、小児医療、*周産期医療などの政策医療を果たす使命をもって地域医療の向上に貢献してきました。
- ◆ これからは、地域の事情に応じ4疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）及び5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療）に対応できる地域の中核となる病院を目指すため、地域完結型医療のための医療連携の構築が求められています。
- ◆ 市立病院は、東部地域の医療圏の中で、救急医療を核として医療連携の構築が求められていますが、現在の施設は老朽化が進み、また、狭隘化しており、必ずしも快適な医療環境とは言えません。
- ◆ 安心、安全で良質な医療を提供するため、病院施設・設備の再整備に向けて、早期に市立病院の再建・充実が必要となっています。

■ 病院事業運営の改善・充実

- 地域の医療を取り巻く環境を踏まえ、地域の中核病院の使命を担いうる病院として、地域医療支援病院の承認を得ることを目指します。
- 地域医療支援病院として、がん・政策医療の地域拠点病院としての体制を整備します。
(平成19年1月に地域がん診療連携拠点病院に指定されています。)
- 救急医療は、*1次救急を医師会と連携して実施し、2次救急ないし*2.5次救急の救急機能の充実を図ります。これにより、従来の病院完結型救急（1次救急から2次救急までを市立病院で行う救急医療）の見直しを行います。
- *地方公営企業法の全部適用などの経営形態の移行を進めるとともに、健全で効率的な事業運営、適正な職員配置に努めます。

■ 市立病院の再整備

- 病院事業運営の改善・充実を進めるほか、集中治療室・新生児特定集中治療室・センター機能などの充実を図るとともに、快適性を確保し、患者満足度を高め、病床利用率の向上へとつなげるため、事業方式を弾力的に検討し、再整備を進めます。
- 特に、子育て支援を推進するため、小児救急医療、周産期医療などの充実に努めます。
- また、災害時に迅速かつ効果的な医療提供ができるよう、災害拠点病院の指定を受けるための整備を図ります。



市立病院

